

「不利益事実の不告知」（消費者契約法）と 説明義務違反

藤 田 寿 夫

- 一 はじめに
- 二 「不利益事実の不告知」に関する判決例
 - (1) 利益告知が明確な場合
 - (2) 利益告知が明確でない場合
- 三 「不利益事実の不告知」と説明義務違反
- 四 立替払契約の取消
- 五 むすび

一 はじめに

消費者契約法4条2項によると、消費者契約の取消ができるためには、事業者の利益告知と、「不利益事実の不告知」が必要とされ、「不利益事実の不告知」は故意によるものであることが必要とされていたが、2016年改正により重過失でもよいこととなった。本稿では、上記「不利益事実の不告知」に関する判決例を、利益告知が明確な場合と明確でない場合に分けて説明義務違反との関係を検討する。また、販売業者・役務提供業者が売買・役務提供に関する契約の締結を勧誘するとともに、立替払契約の締結の媒介をし、その際に「不利益事実の不告知」をした場合に立替払契約

を取消することができるか、そのとき消費者が既払金の返還を請求することができるか否かについても検討する。

二 「不利益事実の不告知」に関する判決例

(1) 利益告知が明確な場合

① 神戸地姫路支判平成 18・12・28 平成 17 年(ワ) 633 号・899 号⁽¹⁾

三菱太陽光発電システム及びこれに付随するオール電化光熱機器類の売買契約及び工事契約を合計金 453 万 6,000 円（本件工事代金）で締結した X 社が、買主 Y に対し、本件工事代金の支払いを求めて提訴し、これに対し、Y が、本件契約は消費者契約法 4 条 1 項 2 項の不実告知、不利益事実の不告知等による勧誘によるものであり、取り消しに基づく原状回復義務の履行として X 社が Y の居宅に設置した機器類等の撤去工事または撤去工事費用相当額の支払いを求めて反訴を提起した事案において、①判決は、本件契約において消費者契約法 4 条 1 項、2 項、特定商取引に関する法律 9 条の 2（当時）の取消事由があると認めて、X 社の本訴請求を棄却し、Y の反訴請求である撤去工事を認容した。

(事実)

X 社の従業員は、平成 16 年 12 月 19 日、Y 宅を訪問し、Y の妻に対し、三菱の太陽光発電を町に普及したいのでオール電化が付くモニターになってほしいと勧誘するとともに、同月 25 日に再訪する約束を取り付けた。同月 25 日、X 社担当者が Y 宅を訪問し、Y らに対し、本件契約の勧誘を行った。

ア X 社担当者は、エコキュート・IH キッキングヒーター・食洗機及び IH キッキングヒーター用の鍋等の希望小売価格等の記載のあるメーカー

(1) 宮下修一「消費者契約法 4 条の新たな展開(2)」国民生活研究 50 卷 3 号 (2010 年) 21 頁以下参照。

のパンフレットを交付し、現在、特別にこれらのオール電化機器類をサービスで提供できると説明したうえ、Y方の光熱費の平均月額2万3,500円という数値をもとに、上記オール電化機器類を設置した場合、ガス代がかからず、また電気代も節約でき、これらにより月1万3,200円光熱費が減少すること、食洗機を設置することによって月3,000円の水道代の節約が見込まれること等を説明した。

イ さらに、X社担当者は、同日中に本件契約を締結すれば国からの14万400円の補助が受けられること、三菱電機製の本件システムは、ほかのメーカーより割高であるが、それは発電効率が良いことや架台がしっかりして屋根が傷む心配が少ないことなどによるものであること、特別に20年保証を付けられること等の説明をした。なお、本件システムの希望小売価格等の記載されたパンフレットは交付されず、また保証料が別途代金に含まれる旨の説明もなかった。

ウ また、X社担当者は、Y方に最適な太陽光発電システムを設置すると、1か月481kW相当、売電額にして1万2,200円相当の発電が見込まれると説明した。

エ X社担当者は、上記ア及びウを総合して、本件契約を締結すれば、月額にして、光熱費の節約分1万3,200円、水道代の節約分3,000円、売電代金1万2,200円の合計2万8,400円得になると説明し、本件契約にかかるクレジット代金月額3万1,762円と従前の光熱費月額2万3,500円を比較すると8,000円程度負担が増えるけれども、クレジット期間15年で代金の支払いを完了した後、本件システムの寿命を30年と考えれば、長期的にやはり本件契約によるのが得であると説明した。

オ Yらは、それでも本件工事代金額が高額であるため、本件契約の締結に躊躇し、いつまでに返事すればよいかX社担当者に確認した。X社担当者は、特別に年末枠でオール電化機器類を付けるので今日中に返事をもらわなければならないと返答し、これに対し、Yの妻が浴室乾燥機をサービスで付けてもらえるよう求め、X社担当者は、IHクッキングヒーター用

の鍋を省く代わりに浴室乾燥機をサービスで提供すると返答し、本件契約が締結され、X社はYに対し、本件契約にかかる「工事契約書」の控えを交付したが、当該契約書には、総額のみが示されていた。

ところが、その後Yが価格について調べたところ、本件工事代金は太陽光発電の設置工事費としては標準的な価格よりも著しく高額であり、最高額に近い金額であった。また、Yは平成17年9月ごろ、三菱電機カスタマーセンターに問い合わせたところ、3.12kWタイプでの1ヵ月の発電量は約260kW（売電代金約6,200円に相当）が標準であることが判明した。売電代金1万2,200円とは、発電量として約482kW相当である。

(判旨)

ア 「Yらは、本件工事代金について月額3万円以上のクレジットとしてこれを15年間に亘って支払うという高額な商品ないし役務提供であることを大前提として、どの程度経済的にメリットがあるかに関心を持ち続けていたことが優に認められ、そうすると、このような関心にかかる事実は消費者契約法所定の誤認対象事実と認めるべきものである。

イ そして、そのような関心を有するYらに対するX社担当者の勧誘文言は、上記認定のとおりであるから、このような説明を受けたYらとしては、本件工事代金が三菱電機製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを前提に、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあること及び本件システムと本件オール電化機器類の設置による光熱費・水道代等の節約がクレジット代金の支払いを考慮してもなお経済的にメリットがあること等の事実を本件契約の重要な事実として考慮して本件契約に至ったというべきであり、これらの点について誤認があり、かつそれがX社担当者の勧誘文言上重要事実を告げなかったによるものであることは明らかであるというべきである。

ウ 加えて、本件システムにかかる発電能力についても、前記認定の説示

の点からすると、X社担当者は不実の告知をしたといわざるを得ず、当該不実は、本件システムを導入することによる経済的メリットに直接関わる事実であることは明らかである。…上記説示のとおり、Yらは、…X社担当者の勧誘文言から、本件システムが三菱製の太陽光発電システムとして標準的な価格であることを当然の前提であると認識したうえで、本件オール電化機器類が無償でサービスされることそれ自体に経済的なメリットがあると判断して本件契約に至ったというべきであるから、…Yらが重要事実について誤認していなかったものと解することはできない。

4 以上によれば、本件契約には消費者契約法4条1項、同2項、特定商取引に関する法律9条の2に各所定の取消事由があるというべきである。」と判示した。

以上のように、①判決では、どの程度経済的にメリットがあるかに重大な関心がある消費者に対し、業者が、発電能力について不実告知したほか、太陽光発電システムの設置工事費としては標準的な価格よりも著しく高額であり、経済的メリットのない契約であるという不利益事実を告知しなかったことを問題としている。

② 東京地判平成21・6・19（判時2058号69頁）

患者Yは、A医院との間で包茎手術等について診療契約を締結するよう勧誘された際、美容医療契約に特化した個別信用購入あっせん業者X社との間で、診療契約に基づく治療費の支払について立替払契約を締結した。本件は、個別信用購入あっせん業者XがYに対し、上記診療契約に関する立替金残金約270万円及び遅延損害金の支払を求めるのに対し、患者Yは、消費者契約法4条1項2項による立替払契約の取消し等を主張した。

（事実）

年取約300万円の会社員Yは、結婚3年後に離婚し、本件当時は独身で子はいない。Yは、美容整形に関する医療を行う約30の医院により構成

される A クリニックグループの構成員である A 医院において本件手術を受けた。一般内科を専門としていた B 医師は、平成 12 年 4 月に A 医院に勤務するようになってから包茎治療を専門的に行うようになり、本件手術を実施した。A 医院のカウンセラー C は、本件手術の実施前に Y に対してカウンセリングを行った。

【Y が A 医院に赴くに至る経緯】

Y は、20 歳前後に女性から指摘を受け、自身の仮性包茎にコンプレックスを持っていたため、男性向け週刊誌に掲載されていた A 医院の広告を見て包茎手術に興味を持ち、A 医院に電話をかけ、料金について質問したが、一概には言えない、予約のうえ来院してほしいとの回答であったため、その電話で診察日を予約のうえ、平成 18 年 7 月 22 日、Y は仮性包茎では医学的には手術を受ける必要がないと理解していたが、外見上・美容上の点から包茎手術を受けることとし、A 医院に赴いた。Y は、A 医院の広告を見て、多額でも 20 万円～30 万円程度で包茎手術を受けることが可能と考え、30 万円程度の現金を持参していた。

【Y が本件手術を受けるに至る経緯】

A 医院において、Y はカウンセラー C に呼ばれてベッドのある診察室に行き、金額面で納得できれば包茎手術を受けてみたい等と述べた。B 医師も診察室に入り、Y を診察した際、B 医師は、Y に対し、包茎手術には一般の泌尿器科で行われる方法と、A 医院で行っている方法であって、亀頭直下において包皮を縫合し、縫合部分を目立たなくする方法(亀頭直下法)がある旨や、亀頭増大のためのコラーゲン注入術の効果等について説明し、コラーゲンの注入量としては 8 本 (8 cc) が相当と C に伝えた。

Y の診察後 B 医師は医師控え室に戻り、カウンセラー C は、他の医院で実施された手術の写真(仕上がりが醜悪なもの等を含む。)と A 医院で実施した手術の写真を示しつつ、亀頭直下法の手術費用は 80 万円となること等を説明した。また、C は、亀頭増大のためのコラーゲン注入術もやたら勧め、包皮の余りが戻りにくくなる、性行為の際に持続性が長くなる、

亀頭の増大効果もあり、半年か1年後吸収されてしまうが、特に手術後の回復具合を考えれば注入した方が傷が残りにくい、本件では1本（1cc）15万円のコラーゲンを8本注入するのが適当である等の説明を行った。Yは、本件手術は高額だとは思ったものの、Cから「女性の美容整形の料金も高いが、男性器の形を変えるにはそのくらいのお金がかかる。」等の説明を受け、分割で支払えば支払えない金額ではないと考え、同日、本件立替払契約を締結したうえ、本件手術を受けた。しかし、コラーゲンはタンパク質なので吸収されやすく、Yは、抜糸から3か月後、A医院に亀頭が増大されていない旨の苦情の電話をかけた。

（判旨）X社の請求を棄却

本件立替払契約の消費者契約法4条2項による取消について

「手術を受ける者は、特段の事情のない限り、自己が受ける手術が医学的に一般に承認された方法（術式）によって行われるものとするのが通常であり、特段の事情の認められない本件においては、本件診療契約の締結にあたり、Yもそのように考えていたものと認めることができる。そうすると、仮に亀頭コラーゲン注入術が医学的に一定の効果を有するものであったとしても、当該術式が医学的に一般に承認されたものとは言えない場合には、その事実は消費者契約法4条2項の『当該消費者の不利益となる事実』に該当するものと解するのが相当である。そして、Xが証拠提出した各種の文献によっても、コラーゲン注入術の実施例としては、顔面の外傷性瘢痕、術後瘢痕、にきび痕、水痘後瘢痕等に対するものがほとんどであり、包茎手術における亀頭コラーゲン注入術の実施例に関する文献は皆無であることに照らし、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると認めることは困難であるというべきである。

もっともこの点、B医師は、亀頭直下術においてはコラーゲンの注入は不可避な術式である旨陳述するが、そのような不可避な術式に関し、実施例等に関する医学的な文献が証拠提出されないというのは不可解と言わざ

るを得ず、B 医師の同陳述はにわかには採用できない。また、X は、A 医院においては亀頭コラーゲン注入術が有用であると認識しており、また、A 医院以外の手医療機関でも同術式が採用されている旨主張するが、自己の医院の実施例のみで同術式が医学的に一般に承認されたものと認めることはできないし、X 主張の「大手医療機関」が大学病院等、公共的性格を有し高度の医療水準を有する医療機関であれば別論、A クリニックグループと類似の医療機関が同術式を採用していたとしても、それだけで同術式が医学的に一般に承認されているものと認めることはできないことは勿論である。かえって、(証拠省略)によれば、亀頭コラーゲン注入術の有用性については疑問が提起され、消費者被害救済の対象とされているものと認められるのであって、かかる点も合わせ考慮すれば、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると認めることはできない。

【まとめ】以上によれば、亀頭コラーゲン注入術は医学的に一般に承認されたものではなく、A 医院は、本件診療契約及び本件立替払契約の締結にあたり、同事実を認識しながら(同術式の実施例に関する医学的文献がない以上、A 医院が同事実を認識していたことは明らかである。)、同事実を Y に故意に告げなかった結果、Y は、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると誤認して本件診療契約及び本件立替払契約を締結したものであるから、Y は、消費者契約法 4 条 2 項により本件立替払契約を取り消すことができる」。

②判決は、包茎手術に付随する(亀頭増大のための)亀頭コラーゲン注入術の効果は若干説明されたが、亀頭コラーゲン注入術が(タンパク質であるコラーゲンは吸収されやすく、亀頭増大を維持しようとするれば何度も追加手術が必要であり)医学的に一般に承認された術式でないことを告げなかったとして、消費者契約法 4 条 2 項の「不利益事実の不告知」の適用を認めた初めての判決である。

③ 東京地判平成 24・3・27 平成 22 年(ワ)第 38195 号

宅地建物取引業者Y社から不動産投資を勧められ2件のマンションを2,840万円と2,100万円で購入したXが、その後同不動産の価額が2,000万円と1,400万円に下落していることが判明したことなどを主張し、Y社に対し、本件契約のデメリットが告知されなかったとして消費者契約法4条2項等に基づき不動産の売買契約の取消しを求め、③判決はXの請求を認めた。

(事実)

Xは、平成21年2月12日、 α の物件(〇〇〇号室・物件1)について、Y社の担当者から、マンション投資は家賃収入があつて、それを住宅ローンの返済に充てるので損をしないこと、通常3,130万円であるが、会社に無理言つて2,840万円で押さえていること、頭金、毎月のローンの金額、家賃収入などから月々7,359円の保険と同様であること、ローン会社を紹介すること、仮に将来不動産を売却する場合に、現在の物件価格から売却査定価格が10%低下したとしても、ローン残債を返して利益が出ることなどを説明された。Xは、住宅ローンを抱えているため考える時間が欲しいと言つたところ、担当者は、無理言つて α の物件を押さえているので、今日明日中に返事を貰いたいと言つた。そこで、Xは、急かされるままに書類にサインをし、仮契約を交わした。同月24日、Xは、担当者から、物件1は高台にあつて、場所的には良いところであると言われた。Xは、担当者に対し、 α の物件が倒壊したらどうなるのかと聞いたところ、担当者は、戸数を増やして建て直すので増えた部分の収入も得られること、損をすることはないと回答した。Xは、小遣いで何とかできるものと誤信し、手付金を支払い、物件1の契約書に署名押印して本件契約1を締結した。

同年2月末頃、Y社担当者は、Xに β の物件(〇〇〇号室・物件2)を紹介した。その際、担当者は、Xに対し、物件2はNTTの関連会社の借

り上げ物件なので部屋が空室になる心配はないこと、場所的にも良い物件であることなどを説明し、通常 2,300 万円のところ、特別に 2,100 万円で押さえていると言い、更に、物件 2 のシミュレーションを見せながら、頭金、住宅ローン、家賃収入などを比較して月々 8,757 円の持ち出しであることなどを説明した後、直ぐに売れてしまうなどと購入を急かした。

X は、2 件で月々 1 万 6,000 円程度ならば小遣いでやっていけるし、将来確実に資産になると思い、仮契約を交わした。その後、X は、同年 3 月 10 日、物件 2 について本件契約 2 を締結した。同年 3 月下旬頃、X が、物件 1 及び 2 のマンションの住宅ローンを組んでいることを妻に知られ、X が、物件 1 及び 2 のマンションの査定をしたところ、物件 1 が 2,000 万円程度、物件 2 が 1,400 万円程度に値下がりしていることが判明し、X は初めて騙されたことに気付いた。

(判旨)

③判決は、物件 1・2 についての本件契約 1・2 は、投資の対象として為されたものであり、「投資の回収時期に関して、X は物件 1・2 の市場価格に重大な関心を持っていることは当然であるから、物件 1・2 についての市場性について、Y が、X に対し、何ら説明しなかったことは本件契約 1・2 の重要事項について消費者である X に不利益となる事実を故意に告げなかったものと認められる」と判示した。

また、「本件契約 1 及び 2 の締結の際、Y 社担当者は、X に対し、『将来売却プラン』を見せたため、X は、不動産価格の下落が精々 10% 程度であると誤信させられ、予想できない急激な不動産価格の下落がない限りいつでも売却できるものと誤信したこと、新築マンションの場合、購入後中古マンション扱いとなるため、売却価格は分譲価格の 6 ないし 7 割となるところ、Y 社担当者からそのような説明をされておらず、いつでもローンの残債が処理できる価格で売却できると誤信したものと認める。…

『将来売却プラン』は、物件 1 及び 2 の価格の下落が 10% 程度が最大限

であるかのように示され、20%以上の下落等については何ら記載されておらず、かつ、Y社担当者が口頭によりそれらを説明して、物件1及び2についての投資の危険性を説明した形跡は見当たらない。また、Xが、同時期にY社担当者から示された書面は家賃収入が30年以上も同じ家賃を前提とし（確かに、※の中で家賃の変動があることを示唆しているが、同書面は一見して同じ家賃収入が得られるものと誤信しやすい内容になっているものと認める。）、Xが関心を示していた毎月の支払が小遣い程度で収まるとの点においても同書面はXに誤認させる要素を多分に含んでいるものと認められる。したがって、Xの上記誤信は無理もないものであって、Yに重要な事項についてXに不利益となる事実を故意に告げなかったものと認める。…

2 以上の事実が認められる。とすると、Yは、Xに対し、本件契約1及び2の締結の際、重要事項である物件1及び2の客観的な市場価格を提示していないこと、家賃収入が30年以上に亘り一定であるなど非現実的なシミュレーションを提示し、Xに月々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させたこと及びその他Xが物件1及び2についての不動産投資をするに当たっての不利益な事情を十分説明していなかったなど消費者契約法にいう重要事項についてXに不利益となる事実を故意に告げなかったため、Xはそのような事実が存在しないと誤認し、それによってXは本件契約1及び2を締結したものであるから、同法4条2項による取消しが認められる。

その結果、Xの損害は、XがYに支払った総額5,016万5,900円から、XがYから受け取った家賃などの総額319万9,180円の差額4,696万6,711円である。」と判示した。

③判決は、業者が不動産の客観的な市場価格を提示していないこと、家賃収入が30年以上に亘り一定であるなど非現実的なシミュレーションを提示し、消費者に月々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させたこと及び不動産の価格低下など不動産投資のリスクといった不利益な事情を十分説明していなかったことから、「不利益事実の不告知」を認めている。

(2) 利益告知が明確でない場合

④ 神戸簡裁判平成 14・3・12 平成 13 年(ハ) 2302 号

日本語の堪能な中国人 X は、月謝 1 万 3,650 円とあって Y 社の養成所の「歌手コース」に入所したが、実際には入所当初の 3 ヶ月間は「演技コース」を履修せねばならず、その月謝が 1 万 3,650 円であり、「歌手コース」へ進むと月謝が 1 万 5,750 円に増額される場合に、「不利益事実の不告知」による取消を認めた。

(事実)

歌手志望の中国人の X は、Y 社の新聞広告「映画・舞台・歌手等の芸能界を目指す者への新人養成」を目にして、平成 13 年 5 月、この歌手コース（歌謡部）に受験料 6,000 円を支払って応募し、オーディションに合格し、入所案内書類を見て同年 6 月 12 日に、入所経費 21 万 7,650 円（入所費 16 万円、月謝 1 か月分、教材費、PR プロマイド代、タレント名鑑掲載料）を支払って Y 社と本件契約を結び、Y 社の新人養成所研究生（青年部）となり、同月 17 日午後 4 時からの入所式に出席した。

なお、Y 社の新人養成所には、X が入所した歌手コースのほかに演技コース、ミュージカルコースがあるが、養成所の歌手コースには現在約 30 名が在籍しており、平成 13 年 6 月に X と同時に歌手コースに入所した者は 5 名であった。これらの各養成所コースでは、いずれも修業年限はなく、一定の要件を満たした者が受験資格を与えられて養成所研究生から劇団研究生に試験により昇格できることになっていた。Y 社の関西支社の構成メンバーには、上記の①養成所研究生、②劇団研究生のほか③準劇団員、④劇団員の 4 段階があるが、平成 13 年 12 月時点における在籍者数は合計約 1,300 名であり、これらの各クラスの間は昇格テスト等により順次昇格することになっている。なお、これら Y 社の在籍者については、部外の劇場やテレビ等に出演することも認められている。

X は入所するとすぐにでも舞台に立つ機会が与えられるものと考えてい

たが、入所式におけるY社側からの説明は、専ら芸能界の生活は決して甘いものではなく、安易な気持ちで芸能界に入っても到底成功はおぼつかないこと、私生活の面でも自らを律することが大事であり、特に演技力などの基礎的な訓練が大切であること等芸能界の厳しさ、芸能界に入ろうとする者が持つべき基本的な心構えや在り方の話ばかりで、Xが知りたいと思っていた歌手としてデビューする機会の有無やそのノウハウ的な話が全く出なかったため、Xとしては、このままY社に入所しても歌手として先行き希望があるのか不安に感じ、入所式後Y社の担当者に確認したところ、当初3か月間は演技コースで演技の基礎的なレッスンを受けるのがよい、その後歌手コースに進むが、月謝も歌手コースに入ると1万3,650円から1万5,750円（いずれも消費税込み）に上がる等と聞かされ、話が違うとして、その場で担当者に退所する旨を申し出、支払済みの入所経費を返還してくれるよう請求した。Y社は入所経費の返還に応じなかったため、Xは、Y社の入所案内書類には、〔1〕芸能界全般にわたる強大な出演網、〔2〕東西を結ぶ全国出演ネットを有し、〔3〕年5回以上の大小公演（自主公演）、また、外部公演（商業公演）を随時行い、各自の実力の向上をはかっていく、〔4〕関西支社は業界で数少ないホール（小劇場）を所有しており、各々が研修の成果を随時発表できるので最も恵まれている、と記載されていたが、歌手コースには出演の機会はなく、また、Y社の関西支社には小劇場もないとして消費者契約法4条1項による契約取消し等を主張し、入所に際してY社に納入した諸経費等の返還を求めて訴えを提起した。

（判旨）

④判決は、Y社からXに送付された案内書類は、学校の場合でいう学校案内に類するものであり、入所希望者に対してY社がいかに魅力のある養成施設であるかをPRするものであるから、Y社について他の施設より優れている点を強調する傾向になることは当然のことといえるところ、少な

くとも本件案内書類には、ほぼ真実が記載されていると認められるので、同法 4 条 1 項の「事実と異なることを告げ」たとは認められないが、下記のように、入所後の月謝の値上げの不告知は、同条 2 項の「不利益となる事実を故意に告げなかった」ことに当たるとして、X の本件契約取消の主張を認め、入所経費の返還を認容した⁽²⁾。

「月謝の値上げの点については、…月謝の要否並びに値上げの有無、値上げの時期及びその額は、本件契約に類する契約においては、その基本的要素であって、契約の中でも重要な位置を占めており、これは一般消費者にとっては契約を結ぶか否かについての判断に通常影響を及ぼすものに当たるといふべきであるし（法 4 条 4 項参照）、そもそも、前記のとおり、Y 社は歌手コースに新人養成所研究生として入所することになった者(X)との間で本件契約を結ぶに当たり、月謝 1 か月分として 1 万 3,650 円を納入させているのであるから、Y 社に入所した本人にしてみれば、これは歌手コースとしての月謝であると思うのは当然のことであり、まさかこれは歌手コースの月謝ではなく、当初 3 か月間演技の基本レッスンを学ぶための演技コースの月謝であり、その後歌手コースに進むと、月謝が 1 万 5,750 円に値上げされるなどとは思わないのが通常であるといふべきである上、本件契約の場合、その値上げの率も 15 パーセント強とかなりの高率であり、その値上げ額も飲食店のアルバイトで生活している、来日してそれほど間もない中国人である X にとっては決して軽い負担とはいえないものであって、これらの事情を考え併せると、月謝の値上げについては、本件契約を勧誘するに際して、Y 社は X に対し、月謝として 1 万 3,650 円を納めさせて歌手コースに入所させるという『利益』を告げながら、3 か月後には月謝の値上げがあるという『不利益』を告げておらず、このため X は歌手コースの月謝は入所時に支払った 1 万 3,650 円のままであると誤信したものとわなければならない。

(2) ただし、X は受領している教材を返還しなければならない。消費者契約法 11 条、民法 121 条。

また、Y社がXに月謝の値上げを告げていなかった以上、Xがこれを知らなかったのは当然であり、しかも、この事実はY社においても認識し得たはずであるから、この点についてY社には『故意』があったといわざるを得ない。」と判示した。

④判決では、Xは月謝1万3,650円と思い「歌手コース」に入所したが、実際には入所後3か月間は「演技コース」を履修しなければならず、その月謝が1万3,650円であり、「歌手コース」履修となった場合には月謝は1万5,750円に値上げされることが「不利益事実の不告知」であったとして取消が認められた。

⑤ 大阪地判平23年3月4日判時2114号87頁⁽³⁾

91歳の高齢者X女がY社に注文した2億9,400万円の梵鐘重量50トンを製作する請負契約について、Y社担当者は、平成19年2月28日に基本合意し、同年3月1日に授受した「契約金／前金」の2億円が、同年3月16日に作成された本件契約書の第5条では、中途解約時の「解約金／違約金」に変更されているにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより、Xにそのことを誤信させ、本件請負契約書に署名押印をさせ、本件請負契約の締結に至らせたものであるから、本件請負契約については消費者契約法4条2項の取消事由（不利益事実の不告知）があるとして、Xの任意後見人である息子がなした本件請負契約についての取消を認め、2億円の返還を求めることができるとした。

(事実)

(1) 91歳のX女は、梵鐘を製作して寺院に奉納することを希望し、平成11年より前からY社との間で打合せを行い、平成15年ころからは、AがY社の担当者となった。

(3) 後藤卷則「本件判批」私法判例リマークス2012（下）34頁参照。

(2) その後、平成 18 年 11 月頃までの間に、和歌山市内、大阪の寺院への奉納のために梵鐘を製作する計画が検討され、その都度 A が X の希望する梵鐘の見積書を作成するなどしたが、いずれも梵鐘を奉納し、設置する場所を確保するまでに至らず、また A も梵鐘の奉納場所が予め確保される前に梵鐘を作ることは無理なことであると認識していたことなどから、計画はいずれも実現しなかった。

(3) Y 社担当者 A は、平成 19 年 2 月 26 日、X からの電話で梵鐘の製作を依頼したい旨伝えられた。担当者 A は、X の希望する大きさの梵鐘であれば、代金額は 3 億円程度となることを伝え、翌 27 日、図面等を持参して X がひとりで暮らす大阪府の自宅を訪問した。

このとき代金の支払方法についても担当者 A と X との間で話し合わせ、X が代金のうち 2 億円を前金として翌 28 日に支払うことと、完成納入時に残りの約 1 億円を支払うことが決まった。

翌 28 日、担当者 A が注文書、請求書及び代金の送金先に関する案内文書等を用意して X 方を訪問したところ、X は、銀行の支店長及び担当者とともに在宅して、送金の準備をしており、担当者から示された上記注文書に、署名をし、認め印で押印した。X は、翌 3 月 1 日、請負代金のうち 2 億円を送金して支払った。

(4) Y 社の事業において、梵鐘製作の注文者は寺院であることが多く、その商慣行上、契約書の作成まではせず、見積書や注文書をもって契約書に代えることが少なくなかったところ、本件請負契約についても、X から 2 億円が支払われた平成 19 年 3 月 1 日の時点では契約書は作成されていなかった。本件梵鐘は、その重量等から、当然に寺院の鐘楼に設置されるべきものであるところ、この時には、設置すべき寺院が決まっておらず、そのため鐘楼建設と搬送・設置作業のためにどれだけの費用を要するかも未定であった。本件梵鐘の表面に入れるべき絵柄模様、浮き出し文字等の仕様についても、設置先寺院及び X の意向との調整が必要であるところ、設置先寺院が決まっていなかったことから、本件梵鐘の仕様も定まらず、そ

の工期や納期を定めることも困難であった。このように、本件請負契約の締結の以前には、Y社担当者Aは、梵鐘を製作して寺院に奉納するとのXの希望に対し、梵鐘の奉納場所が予め確保される前に梵鐘を作ることは無理なことであると認識し、その認識に沿って行動していた。

しかし、Y社担当者Aは、今回の代金が高額であることや、これまでの経験に照らしXの息子のクレームによって契約が破談になるおそれがあったことから、Xとの間で契約書を作成しておくことが必要であろうと考えた。

そこで、Y社担当者Aは、同月14日にX方を訪問し、Xに図表を示して作業工程を説明し、Xとの会話の内容を録音し、同月16日にも再度訪問して、Xとともに自動車で市役所へ行き、Xの印鑑証明書を取得した上で、平成19年3月1日付けのものとして平成20年6月末までに梵鐘を作成する本件契約書を作成した。

(5) 3月16日作成の本件契約書5条での違約金を代金総額の69%とする定めは、Xが前払いした2億円を一切返還しないことを目的とし、既払額2億円から逆算して代金総額の69%と設定された。すなわち、契約書5条では、「注文者から契約解除の申出があった場合、請負人は、その申出のあった日が、契約締結から梵鐘鑄造までの間であるときは請負代金の出来高69%を、梵鐘鑄造から完成までの間であるときは請負代金の出来高88%を、製作代金として受け取り、解除に応じ、解除の申出があった日が検収後であるときは、注文者は、請負人に対し、残金全額を支払う。」と定められていた。

また、本件契約書6条により、梵鐘設置場所の選定はXの責任においてされ、Y社はこれを補助し、監修するにとどまることが明らかにされた。

そのため、Xは、支払済みの2億円が中途解約時の「解約金／違約金」であるのに、これを単なる「契約金／前金」であると誤信しており、また、梵鐘設置場所の選定がXにおいてされるべきものとされているのに、Yが探してくれるものと誤信していた。

(判旨)

「本件請負契約については、平成 19 年 2 月 28 日の時点で、A を介して X と Y との間で基本的な部分が約定され、同年 3 月 1 日は X から Y に対し請負代金の一部として 2 億円が支払われている。

しかしながら、製作される梵鐘は、外口径 11 尺 0 寸 (約 3,333 mm) という巨大なものであること、寺院等でない一個人である X が注文者であること、約定の期間の後には梵鐘が完成されるにもかかわらず、この時点で、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所が未確定であるというのは、寺院等でない一個人が注文者となる契約であることも考えると極めて異例なことといわざるを得ない。そして、請負人である Y の側においても、そのような例は経験がなく、梵鐘の奉納場所が予め確保される前にこれを製作するのは無理なことであるとの認識が従前からあったことに鑑みると、本件請負契約において、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所に係る約定は、仕事の内容、請負代金、製作期間等と同様に、契約内容のうち重要な部分をなすものというべきである。そうすると、X と Y との間の本件請負契約は、本件契約書が作成された時点である同月 16 日において締結され、成立したものと認定するのが相当である。

そして、前記認定事実のとおり、同年 3 月 1 日に X から Y に対し支払われた 2 億円について、本件契約書 (5 条) では、中途解約時の解約金ないし違約金であることが初めて明確にされており、その名目が単なる解約金ないし前金とは異なるものに変更されているにもかかわらず、A が X にそのことを告げたとの事実は認められない。

A は、このようにして、X から前払いされた 2 億円が契約解除の場合にはそのまま違約金になるにもかかわらず、そのことを故意に告げなかったことにより、X にそのことを誤信させ、本件請負契約書に署名押印をさせ、本件請負契約の締結に至らせたものであるから、本件請負契約については消費者契約法 4 条 2 項の取消事由 (重要事項に係る不利益事実の不告知) があるものというべきである。」

以上のように、⑤判決は、前払いされた2億円の趣旨を、Y社が作成した契約書では、契約解除の場合にはそのまま「解約金／違約金」になり、返還しなくてよい条項を定めておきながら、そのことを告げなかったことを「不利益事実の不告知」としてXの意思表示の取消を認めている。

三 「不利益事実の不告知」と説明義務違反

たとえば、利益告知が明確である③判決では、業者は非現実的なシミュレーションを明示して不動産投資を勧誘し、その際、不動産の客観的な市場価格を示さず、消費者に月々の返済が小遣い程度で賄えると誤信させ、不動産の価格低下など不動産投資のリスクという不利益事実を十分説明していなかったことから「不利益事実の不告知」を認めている。このような事業者の利益告知が明確である①・②・③判決がある一方で、④判決での「歌手コース」の月謝額や⑤判決での前払金2億円の趣旨のように、利益告知が明確でなく、利益告知要件が緩和され、不利益事実を告知しなかったことが重視されているものがある。そこで、④⑤判決のように、利益告知が明確でない場合を念頭に、消費者契約法4条2項の「不利益事実の不告知」に代えて説明義務違反を要件とすべきであると主張されている⁽⁴⁾。

また、①②③判決のように、利益告知が明確な場合を念頭に、消費者契約法4条2項の「不利益事実の不告知」は、利益告知があることを前提としているので、事業者が利益告知だけをなし、述べられなかった事実のため不完全な告知であり、その不完全性ゆえに消費者を誤認させるに相応しいものである場合には、「不実告知」の一種（の説明義務違反）であるとの説もある⁽⁵⁾。

(4) 丸山恵美子「消費者取消権」法時83巻8号19頁など。

(5) 拙著『表示責任と債権法改正』成文堂（2018年）132頁、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解民法改正の基本方針Ⅰ』商事法務（2009年）131頁、山本敬三『契約法の現代化Ⅱ』商事法務（2018年）290頁。

ところで、消費者契約法 4 条 2 項は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者（＝個別具体的な消費者）に対してある重要事項又はある重要事項に関連する事項について当該消費者（＝個別具体的な消費者）に利益（必ずしも財産上の利益に限らない）を生じさせるであろうことを告げ、かつ、当該重要事項（＝ある重要事項）について当該消費者（＝個別具体的な消費者）に不利益（必ずしも財産上の不利益に限らない）を生じさせるおそれのある事実（利益告知により、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実は存在しないであろうと消費者が通常考えるべきもの）を故意（当該事実が当該消費者の不利益となるものであることを知っており、かつ、当該消費者が当該事実を認識していないことを知りながら、あえて）によって告げなかったこと（事業者の不利益事実の不告知）により、消費者は当該消費者の不利益となる事実が存在しないであろうと「誤認」して意思表示すれば取消できるとする⁽⁶⁾。しかし、ここでの故意は、当該事業者が不利益となる事実を認識していれば足るとの有力説がある。⁽⁷⁾②判決も、「亀頭コラーゲン注入術は医学的に一般に承認されたものではなく、A 医院は、…同事実を認識しながら（同術式の実施例に関する医学的文献がない以上、A 医院が同事実を認識していたことは明らかである。）、同事実を Y に告げなかった」ことで「故意」があるとする。この点、平成 30 年改正消費者契約法 4 条 2 項は、「故意又は重大な過失」でよいとし、この「重大な過失」とは、著しい注意欠如の状態であり、不利益事実の発生について「当該事業者が容易に知り得た状況にあったといえるような場合には、当該事業者に重大な過失が認められ得る」と⁽⁸⁾とされている。そうすると、②判決の事案においても、重過失による（不利益事実の）不告知は認められよう。

したがって、今後、平成 30 年改正消費者契約法 4 条 2 項の下でも、①

(6) 消費者庁消費者制度課『逐条解説・消費者契約法第 4 版』商事法務（2019 年）143 頁以下。

(7) 落合誠一『消費者契約法』有斐閣（2001 年）106 頁、東京地判平成 18 年 8 月 30 日平成 17 年(ワ)3018 号、東京地判平成 20 年 10 月 15 日平成 19 年(ワ)34594 号など。

(8) 前掲『逐条解説第 4 版』148 頁。

②③判決のように利益告知の明確な場合は、（故意）重過失による不実告知の一種（の説明義務違反）として、④⑤判決のように利益告知が明確でない場合は、（故意）重過失による説明義務違反として扱われる可能性がある。

四 立替払契約の取消

脱毛、脂肪吸引、二重まぶた治療、植毛、審美歯科、包茎治療などの美容医療に関する広告・勧誘に問題があり、②判決のように紛争になるケースが多い。美容医療は、より美しくなりたい、という患者の願望のためになされる。したがって、患者の生命・健康の維持・回復に必要なのでなされる本来的な医療行為とは異なり、美容医療においては、身体への医的侵襲に医学的必要性がなかったり、極めて低いことがある。一般に、医師は手術前に医的侵襲の種類とその治療の悪い結果の危険について患者に説明する義務があるが、美容医療のように医的侵襲が医学的に必要でないほど、治療の成功見込みと有害な結果について、より詳細に、かつより分かりやすく説明しなければならない。また、救急医療など、患者の生命・身体に危険が差し迫っている場合には、診察、検査に十分な時間をかけることができず、手術前の説明もできないなど、医学的措置の緊急性があるが、美容医療には、通常そのような緊急性はなく、手術前に十分な時間をかけて診察、検査を行う必要があるし、患者が手術をするか否か十分に検討して意思決定（自己決定）ができるような時期に医師は手術の種類とそれに関連するリスクについてより厳格な説明義務を負う。というのは、患者は、医師に手術を委託する前に、手術の長所と短所を慎重に比較する必要があるからである。⁽⁹⁾

上記②判決では、割賦販売法 30 条の 4（当時）による抗弁の接続によ

(9) 吉野孝義「美容整形」判タ 686 号（1989 年）126 頁、青野博之・別ジュリ 135 号 123 頁、増田聖子・別ジュリ 183 号 137 頁、廣瀬美香・別ジュリ 219 号 75 頁。

り、患者Yは診療契約の錯誤無効・詐欺取消をもって立替払契約における抗弁ともしていたが、そのような法的構成ではなく、個別信用購入あっせん業者Xとの立替払契約の締結につき媒介するA医院が不利益事実の不告知をしたとして、消費者契約法5条により、信用購入あっせん業者X自身の不利益事実の不告知と同視して立替払契約の取消を認めている⁽¹⁰⁾。このように予め信用購入あっせん業者XがAクリニックグループとの間で、同グループの各医院が顧客に対して行う美容医療の費用を、顧客に代わって各医院に立替払する契約を結び、そこから利益を得ていた場合に、自身の仮性包茎にコンプレックスを持ち、包茎手術のためA医院を訪れ包茎手術代として現金30万円を持参している患者Yに対し、注入されるコラーゲンは吸収されてしまいやすい亀頭増大手術も包茎手術と一緒にするよう執拗に勧め、立替払のための手数料や支払月額・支払総額を告げずに「女性の美容整形の料金も高いが、男性器の形を変えるにはそのくらいのお金がかかる」と勧めた立替払契約も締結させたA医院は不利益事実の不告知をしたとして、②判決は診療契約の取消も、立替払契約の取消も認めている。その効果として、②判決は、患者Yの主張に従いXの立替払残金の請求を棄却したに過ぎないが、もしYがXに支払い済みの既払金の返還も請求していればXの原状回復義務の内容として既払金の返還も認められよう。また、Yの委託なしにXはA医院に立替払いしたものとして、XはA医院に対し支払い済みの立替払金の返還を請求することができよう⁽¹¹⁾。

(10) 割販法35条の3の13における販売業者等の不実告知・不告知による立替払契約の取消の下でも、消費者契約法5条による立替払契約の取消の余地があるとされる。日弁連編『消費者法講義第5版』日本評論社(2018年)201頁、野々山宏「消費者の立場からみた運用上の問題点と課題」金法1644号(2002年)28頁。また、前掲拙著42頁(初出1996年)、138頁(初出2012年)、113頁、池本誠司「消費者契約法5条によるクレジット契約の取消」国民生活研究47巻4号(2008年)16頁～18頁、佐久間毅「消費者契約法5条の展開」現代消費者法14号(2012年)55頁参照。

五 む す び

以上のように、今後、平成30年改正消費者契約法4条2項の下でも、①②③判決のように利益告知の明確な場合は、（故意）重過失による不実告知の一種（の説明義務違反）として、④⑤判決のように利益告知が明確でない場合は、（故意）重過失による説明義務違反として扱われる可能性がある。

また、割販法35条の3の13における販売業者等の不実告知・不告知により立替払契約の取消ができる下でも、立替払契約の締結を媒介する販売業者等が不実告知・不告知したり困惑させて消費者に立替払契約を締結させた場合には、消費者契約法5条により消費者は立替払契約を取消することができる余地がある。また、このようにして、消費者が立替払契約も売買契約も取消した場合には、消費者は個別信用購入あっせん業者に対し既払金の返還を請求でき、既払金を返還した個別信用購入あっせん業者は販売業者等に立替払金の返還を請求することができるであろう。

（ふじた・ひさお 法学部教授）

なお、本稿は、科研費17K03466による研究成果の一部である。

(11) 前掲拙著321頁以下、割販法35条の3の13、最判平29・2・21民集71巻2号21頁参照。また、小林簡判平成18年3月22日消費者法ニュース69号188頁では、高齢者である消費者は、請負業者から本件補強金具取付工事契約及び本件立替払契約の勧誘をされるに際して、住宅の耐震・大風に有効であると告げられ、前記各契約を締結しているが、実際には、本件工事は住宅の耐震や揺れ防止に有効ではなく、不要な工事であった場合に、請負業者は、消費者にとって本件立替払契約の重要事項である立替金及び手数料合計額が耐震や揺れ防止工事としては有効でない本件工事代金の立替払に使用される（分割払いの用途）という不利益事実を告げないで本件立替払契約を締結したのであるから、消費者は本件立替払契約を取り消せる等とし、消費者の既払金返還請求を認めた。